

## 平成29年度 救護施設港晴寮事業計画

社会福祉法人みなと寮

### 1. 理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

### 2. 基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

### 3. 目的

生活保護法第38条第2項に定められた救護施設であり、保護の実施機関より依頼された、身体や精神に障がいなどがあり、経済的な課題も含めて日常生活を送る事が困難な人々を対象に、日常生活支援を行うことを目的とします。

また、地域生活移行支援や就労支援などに取り組み、地域での自立生活を目指し、循環型セーフティネット施設として機能するために、利用者の地域や他種別施設への移行促進を図ります。(利用定員30名)

(平成18年度より大阪市から指定管理者として指定を受けています。平成28年度に4回目の指定更新がなされ、平成29年度まで指定を受けています。)

### 4. 重点項目

社会福祉法の一部改正への対応を中心に、重点的に以下の取り組みを行います。

- (1) 利用者一人ひとりの尊厳を守り、利用者本位のサービス提供を実現するため、的確な個別支援計画を策定し支援に努める。
- (2) 社会福祉法人及び救護施設の存在意義を高めて行くため地域の福祉ニーズを把握し、地域における公益的な取り組みを積極的に行う。
- (3) 職員の目標管理を適切に行うとともに、職員一人ひとりが成長に向けて取り組めるよう、個別的に教育・研修計画を策定し、育成をすすめる。
- (4) 役割・責任を明確にし、法人の意思決定が隅々まで速やかに行き届く組織作りを行い、あわせてコンプライアンスの徹底に努める。
- (5) 地域社協等関係機関と協働し、生活困窮者自立支援事業を行うとともに、就労準備支援・就労訓練事業を推しすすめていく。

## 5. 地域移行支援事業の推進

### 5-1 保護施設通所事業

救護施設退所者を当施設への通所、又は職員が居宅等へ訪問しての生活指導等を実施することで、居宅で継続して安定した自立生活が送れるように支援するとともに、施設から居宅への移行促進と緊急時の受入等の有効活用を行い、利用者の選択の幅が広がる支援を実施します。

内容 「通所訓練」 施設通所による、生活指導及び就労指導等（定員 14 名）

「訪問指導」 居宅等へ訪問による生活指導等（定員 1 名）

### 5-2 救護施設居宅生活訓練事業

救護施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設の近隣で訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実験的に日常生活訓練・社会生活訓練を行うことにより、スムーズな居宅への移行へ繋がるよう支援を行います。

概要 訓練棟 大阪市港区八幡屋に 3 部屋／3 名を対象とする。

訓練期間 6 ヶ月（最大 1 年）

・訓練目標 年間 6 名の居宅生活移行を目標とします。

### 5-3 他種別施設への移行促進

単身での地域移行が困難な利用者については、様々な状況を考慮し、利用者の意向を反映させた上で地域にある支援付き住宅やグループホームへの移行促進を図ります。また、老人施設への移行も踏まえ法人内の施設とも連携を図ります。

## 6. 個別支援

適切なサービス提供を行うために、利用者個々の状態を正しく理解し、本人の意向を尊重した支援を心掛けます。適切なサービス提供を行うためには択一的な支援では無く、利用者の個々の状況に応じた支援を心掛けるために支援計画を策定し日々の支援を行っていきます。

### 6-1 個別支援計画

利用者の希望・要望を実現するために、利用者との面談を重ね作成していきます。支援計画の策定には担当者を中心に専門職や外部の関係者も招きカンファレンスを行います。

・毎月のモニタリングを行うことで支援目標の評価・見直しが行えるようにしていきます。

### 6-2 PDCAサイクル

計画・実行・評価・見直しのプロセスを重要視します。カンファレンスを行い、施設における支援を利用者または代理人の同意の上で実施していきます。

## 7. 日常生活自立支援

利用者の意向の把握に努め、今後の課題や方向性を位置づける材料とし、施設の提供しているサービス・設備の改善に努め、施設運営の最適化を図ります。

そのためには利用者本人だけでなく、家族や実施機関とも連携しながらより良いサービス提供に努めていきます。リスク回避の優先や先入観だけの支援とならないよう、常に個々人の有している能力の維持・向上ならびに長所に目を向け、過剰介護の禁止に努めていきます。また、地域生活への移行に向けて阻害要因解消の支援についても、専門

職としての果たすべき意義と考えています。

#### 7-1 日常的支援

食事・入浴といった人が家庭や社会で生活していくために毎日行うべき基本的な動作で支援を必要とする場合、利用者の障がい状況を把握し個別支援計画の内容に沿って実施していきます。

- ・利用者ニーズ調査を年2回(半期毎)実施し、評価・見直しを行います。

#### 7-2 苦情解決

相談・苦情の申し立ては、利用者のみならず、家族等や第三者（代理人）からも申し立てができるような体制を整え、苦情受付担当者、第三者委員を配置し施設運営やサービス内容の改善を求めることができるようにしています。

段階別に、個別面接、グループミーティング（小座談会）、施設座談会（全体会）と三つのステージを用意して、利用者が直接口頭で話せる機会を設けています。

また、洗面所内に「意見箱」を設置し、匿名でも苦情や意見を申し出しやすい環境に配慮します。

#### 7-3 リスクマネジメント

事故防止や事故後の適切な対応は社会福祉施設にとって重要な課題のひとつです。リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、KY活動によるリスク要因の収集に努め、事故分析などによる迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しなど改善に努めます。

#### 7-4 保健・医療サービス

春季と秋季に全員の健康診断を実施して、疾病の早期発見と早期治療に努めます。また内科・精神科医による健康相談の実施を通じて、心身の健康管理の支援を行います。

利用者の自主性を妨げることなく通院の介助や服薬を施設管理とする場合もありますが、最終目標はいずれも自己通院・自己管理です。

また月1回保健衛生懇談会を実施し、利用者に対する情報提供と保健衛生教育も実施します。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

○利用者の傾向により実施していく項目

- ・虫歯予防のため口腔ケアを実施します。
- ・体力増進のためウォーキングを奨励します。
- ・肥満に対する注意喚起をします。

#### 7-5 感染症対策

集団生活の特性を良く理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、感染症対策のマニュアルを策定し、日頃の意識の向上や「うがい手洗い」を基底に消毒の徹底を行い、特に冬期のインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防に努めます。

- ・感染者が発症した場面を想定した訓練を行います。
- ・日常からできる環境整備に努めます。
- ・感染症の流行状況を把握し、注意喚起に努めます。

#### 7-6 食事・栄養サービス

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、霽

気に気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意します。また「給食懇談会」や嗜好調査を定期的実施し常に利用者の意見を取り入れていきます。複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しみを演出していきます。健康の増進・体力の維持向上を図りながら正しい食生活のあり方を理解してもらおうとともに安全で楽しく豊かな食事の提供に努めます。

- ・年4回の嗜好調査を実施します。

## 8. 社会生活自立支援

利用者の社会的なつながりを維持・回復し、地域社会の一員として充実した社会生活を地域生活移行後も送れるよう、コミュニケーション作りや居場所作りを積極的に取り組んでいきます。

### 8-1 レクリエーション

生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動を準備します。レクリエーションにおいてはその精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考えて安全に楽しく実施します。

また、利用者自身が発案・計画し実施できるような体制を整え、利用者主体のレクを随時実施していきます。

- ・毎月グループミーティング等で意見を尋ねて企画していきます。

### 8-2 クラブ活動

日々の生活の中で楽しみながら、また相互に学べる場として利用者が本当に望んでいるクラブ活動を整備拡充していきます。利用者ニーズを基に、新規設立や休止などには柔軟に対応します。

- ・利用者の意見を反映するために年2回（半期毎）利用者アンケートを実施し見直しを行います。

### 8-3 家族等との連携・交流

利用者と家族等との関係が希薄なものとならないように、施設の事業計画などの情報や利用者の近況について、近況報告や広報誌等にて定期的に連絡を行い、調整・関係修復を図っていきます。実施機関へも定期的に報告することで連携をとり、利用者への支援を行っていきます。

## 9. 就労自立支援

精神的・身体的機能回復や社会復帰に不可欠な社会的適応能力の回復を目的として実施していきます。これらは日課のリズムを整え、規則正しい生活習慣を身につける役割も持ち、生活の活性化や外部就労への動機付けの向上を図るといった役割も担っています。

- ・就労支援において段階的な支援の充実を図っていきます。

（作業訓練→中間就労→一般就労）

### 9-1 施設内作業

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練（内職作業・清掃作業）を段階的に実施していきます。これは、施設内での就労準備や就労訓練（中間的就労）として位置づけ様々な自立へ向けた支援の一つとします。

- ・従事者懇談会を設け利用者からの意見を集約して、より良い環境作りを目指し就労意欲の向上を図ります。

## 9-2 施設外作業

法人内特別養護老人ホームなどの清掃業務を請け負い、外部就労の一步前の就労訓練として実施を行い、利用者の就労意欲の向上と自信回復と位置づけさらなる向上となるよう支援を行っていきます。

## 9-3 外部機関との連携

ハローワークやジョブコーチ等の有効活用、就労施策や制度にも目を向け、広域の就労支援を行っていきます。

- ・希望に応じてハローワークへの引率や雇用の斡旋を行います。

# 10. コンプライアンス（法令遵守）による高い信頼性の確保

各種法令・指針（社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法、労働安全衛生法など）に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩という認識としています。

## 10-1 個人情報保護

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底していきます。

## 10-2 人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、「地域福祉権利擁護事業」の活用を行っていきます。

## 10-3 虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるものまで、幅広いものにとらえ、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めていきます。それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、年に1度は必ず「虐待防止チェックリスト」を実施し、その結果に基づき、研修や会議の場で議論し、職員の意識向上に取り組んでいきます。

## 10-4 プライバシー保護

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識の向上を積極的に取り組んでいきます。

# 11. 情報公開

情報公開については、施設の活動状況が地域住民などに理解してもらえるよう、ホームページや広報誌などにて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結

果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信していきます。また、常に内容の充実を図りつつ、できる限り情報を広く一般に開示することで、施設運営の透明性を図っていきます。（<http://koseiryu.org/>）

## 1 2. 地域における公益的な取り組みの推進

地域福祉ニーズの把握を行い救護施設の運営で培ったノウハウを活かし地域で障がいや生活困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支援を通じて地域へ還元出来るよう活動を行っていきます。

また、全国救護施設協議会の「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に積極的に取り組み、その達成度を高めていきます。

- ・認知度向上のため関係機関への宣伝やチラシの配布・掲示を実施していきます。
- ・幅広い対応が行えるようにCSWを増員していきます。

### 12-1 総合福祉相談窓口の設置

施設内に総合福祉相談窓口を設置、相談支援員を配置し困窮問題に関わらず様々な相談に応じます。施設所在地の自立支援機関や社会福祉協議会、コミュニティーソーシャルワーカー等と連携を図りワンストップでの支援を行っていきます。

相談窓口連絡先：06-6572-5095

### 12-2 一時生活支援事業

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行います。

### 12-3 就労訓練事業・就労準備支援事業

認定事業所として、就労準備支援事業や、就労訓練事業（中間的就労）を実施し生活困窮者を受け入れ、生活リズムの構築や就労に必要な知識向上を行います。

### 12-4 学習支援事業

子供が学習に取り組める場を提供します。また、日常的な生活習慣、居場所づくり等子どもと保護者の双方に必要な支援を出来る範囲で行います。

- ・学習環境の提供（勉強スペースとしての空き部屋の開放）

### 12-5 家計相談支援事業

生活困窮者が自ら家計を管理できるように相談支援を行います。必要に応じて関係機関へのつなぎ、早期の生活再生を支援します。

### 12-6 体験入所

施設入所を希望される方に対して無料で体験入所の機会を設け、施設の環境を把握してもらうとともに、入所に対する不安の軽減を図ります。

## 1 3. 施設機能の開放

施設利用者の生活の自立化を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え地域に根ざした活動を行います。施設の設備・機能を地域住民や地域の学校などに積極的に開放し、交流・教育を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んでいきます。

### 13-1 施設実習の受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることにつながり、積極的に受け入れていきます。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進していきます。

- ・福祉関係大学および専門学校生・教員免許取得希望者の介護体験実習生など
- ・実習生の受け入れにより人材確保へと繋げていきます。

### 13-2 ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されます。諸団体・グループとの関わりを図り、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

- ・外部からの意見を取り入れることで柔軟な施設づくりを図っていきます。

### 13-3 退所者への生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

- ・生活援助が必要と思われる方には、施設側から訪問支援等を実施していきます。

(ふれあい訪問：地域における公益的な取り組み)

### 13-4 地域との連携

施設も地域の一員であることから、社会福祉協議会や民生委員、近隣住民（会社）等と連携を図り、地域にある福祉ニーズの発見に協力していきます。

また、施設で実施される研修会に地域関係者が参加できるように配慮を行います。

- ・港晴地域活動協議会への参画による情報収集を行い還元します。

### 13-5 地域防犯・防災対策

地域における避難訓練等に参加し、災害時等には施設機能の活用や協力しあえる関係を築いていきます。

## 14. 防犯・防災管理対策

### 14-1 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止する為に、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努めます。また、職員等による体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。

- ・防犯器具等の点検・整備をしていきます。

### 14-2 防災対策

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行って行きます。

### 14-3 防災・防犯訓練

毎月1回災害避難訓練等を実施して様々な状況（火事・地震・夜間・津波等）でも安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施します。

- ・施設への侵入者を想定した模擬訓練を実施します。

#### 14-4 指定避難所（福祉避難所）

災害対策基本法に基づき、指定避難所としての指定を受けており、災害発生時には通常の避難所では生活に支障を来たす要援護者の方の受入を行っていきます。

### 15. 職員に関すること

施設職員として、利用者と信頼関係を結び、円滑にコミュニケーションをはかりながら利用者の心身の状態やニーズを適切に把握できる事が重要と考えています。また、チームとしてのアプローチがなければ継続的な支援は困難を極めます。職員一人ひとりがチーム（施設）の一員であるという認識のもと、専門職である一方、施設運営面をも踏まえた組織人としての調整能力を持った職員を求めていきます。また、内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、施設サービスの向上に繋がります。

職員の自己啓発力向上のため、法人意向調査や施設長面接などを活用し、目標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待し、気持ちよく働ける職場作りを目指すことで向上心を刺激していきます。

#### 15-1 研修

福祉施設の職員としての理念・倫理の醸成のため自発的な学習を奨励し、段階的に外部研修へ参加するとともに、内部研修を充実させ人権擁護等や福祉サービスの充実を図ります。また、専門的な知識の充実を図る為に適切な資格取得を奨励援助し利用者支援の向上に努めます。OJT・off-JTを使い分け、常に業務改善意識を持った職員育成を行います。（別紙4 計画表参照）

##### ①プリセプター制度

新任職員の育成に重点を置き、先輩職員による業務指導を始め、様々な側面での精神面のサポートを行いながらスキルアップを図ります。また、先輩職員の業務の振り返りの場とすることで自己研鑽に努めていきます。

##### ②階層別研修

初級職員・中級職員・監督者・管理者の4つの階層別に研修計画を作成し、全国・近畿介護施設研究協議会、大阪府・大阪市社会福祉協議会等主催の研修に参加し、各職位に必要なとされる知識の向上に努めていきます。

尚、権利擁護に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加していきます。

##### ③施設内研修（職員研修会）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして福祉サービス提供に対する役割の自覚等の研修学ぶとともに、外部研修に参加した職員による伝達研修の実施や、人権・虐待防止といった権利擁護に関わる研修を実施していきます。

#### 15-2 諸会議

##### ①職員会議（月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の



相互の意見交換を通して協力し合う場を提供しています。職員会議は施設運営上の基幹となる会議であり、実質的な内容を伴ったものとして、月1回開催していきます。会議のテーマは、次の5つを中心としています。

1. 事業計画（行事）の検討・見直し・改善
2. 施設運営（サービス全体について）
3. 各部署からの報告（保健・栄養・利用者サービス等）
4. 施設長の考え、方向性の確認
5. その他、緊急課題

②主担会議（月1回）

各部署の主担・副担の職員を中心とし、各部署間の連携強化を図り、利用者状況や運営状況について協議していきます。

③サービス検討会議（月1回）

支援方法や手順等の利用者サービスに直結する全ての問題を検討し、全体化していきます。また、マニュアル検討整備委員会と同時開催することにより業務内容の改善を図ります。

④虐待防止対策委員会（月1回及び、随時）

利用者への虐待など起こりうる可能性があることから、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法、DV防止法などを理解し、全職員が早期発見・早期介入出来るよう虐待の定義に限定せず基盤整備を行い虐待防止に努めていきます。また、職員のストレスなど心理状態を把握できるよう様々な機会・手法を活用し抑制に努めていきます。

なお、虐待が発生した際には臨時委員会を招集し早急に対策を検討していきます。

⑤リスクマネジメント委員会（月1回及び、随時）

利用者に直接関係する感染症や虐待防止、事故・ヒヤリハット報告等に基づくその原因や対策について協議し、再発防止などの改善策を講じ、利用者の安全確保に努めます。また、設備等環境面でのリスクについても常に意識し、両面から改善に努めていきます。また、重大事故が発生した際には臨時委員会を招集し早急に対策を検討していきます。

⑥苦情解決委員会（月1回及び、随時）

利用者からの苦情を聴き、単なるクレームと軽視せず、その問題を解決してより良いサービス提供ができるように検討していくとともに、業務内容の見直しを含め積極的に業務改善に取り組んでいきます。また、苦情受付を行った際には臨時委員会を招集し、早急に対策を検討していきます。

⑦防災会議（月1回）

利用者の生活の安全確保のために、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議をします。

⑧給食会議（月1回）

施設と委託業者の意思疎通を図り、食事サービスに関する全般的な意見交換・調整を行い、より満足度の高い食事サービスの提供を検討していきます。

⑨ミーティング（毎日）

始業時に全体ミーティングや、各階別のミーティングを毎日実施し、利用者の日常に生起するサービスの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡調整の徹底を図ります。

## ⑩個別支援計画策定会議（随時）

利用者の希望・要望を支援の中心に据えられるように、利用者の個別支援計画の策定、見直しなどを職員間にて検討していきます。

- ・個別支援計画策定会議で検討した計画について利用者と共に後日『振り返り』を行い、個別支援計画書の作成をしていきます。
- ・見直し時期に基づき適切な支援内容作成を行います。

## ⑪マニュアル整備検討委員会（随時）

利用者支援業務内容の見直しを始め、定期的にマニュアルを更新し、誰もが標準的な支援が行えるよう検討していきます。

## ⑫法人内施設 連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

## ⑬法人内救護施設 施設長会議（随時）

法人内救護施設の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

## ⑭法人内主任会議（随時）

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り改善策について検討していきます。また、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての認識を高めます。

尚、種別会議では、法人内の救護施設における業務の標準化を行う為に検討を行います。

## ⑮事業計画策定委員会

法人の「理念・基本方針」や社会福祉情勢の動向を把握する中で、策定委員会を設置し全職員参画により検討していきます。予め策定スケジュールを定めて計画・実行・評価・見直しを行い、事業計画書作成のプロセスを検討していきます。

**15-3 業務の効率化**

## ①支援ソフトの活用

職員による利用者支援の情報共有を行い、個別支援計画作成やケース記録作成、預かり金管理等で業務の効率化を図ります。また、リスクマネジメント等について統計を取ることで、今後の利用者の支援に活かしていきます。

その他、法人救護施設共通掲示板の活用により法人内救護施設における情報の共有化を図ります。

## ②業務内容の随時見直し

日常業務に於いて常に課題や問題点を考えていき、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法について検討を行い、より効率的かつ効果的な業務となるように随時見直しを行っていきます。

**15-4 福利厚生**

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めます。

**16. 外部評価への取り組み**

組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部や内部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたくと考えています。

### 16-1 第三者評価及び自己点検

定期的に第三者評価を受審し、サービスの質の見直し・維持・向上に努めていきます。受審結果を踏まえ、よりよいサービス提供が行えるように定期的に自己点検を行い業務の見直しを始め、サービスの維持・向上に努めます。

受審証明書有効期限：平成32年2月19日

### 16-2 外部監査

会計監査人による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

### 16-3 内部監査

法人内各施設において法人内連絡会議や救護施設長会議、法人内主任会議を通じて施設の運営状況の確認を行い相互啓発に努め、事業の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

## 17. 中・長期計画

項目	中期（平成28～32年）	長期（平成33～37年）
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した利用率維持</li> <li>○施設運営状況の透明性の更なる向上</li> <li>○第三者評価の定期的受審によるサービス見直し・向上</li> <li>○建物・設備の改修時期・費用の算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンプライアンスの徹底</li> <li>○建替え資金の計画的積立 老朽化への対応</li> <li>○地域公益活動への再投下</li> </ul>
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権を尊重した支援、利用者主体の個別支援の推進</li> <li>○地域生活移行支援充実</li> <li>○生活困窮者自立支援の推進</li> <li>○安心・安全なサービス提供の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者自立支援活動の継続</li> <li>○個々の求める自己実現の追求</li> <li>○良質なサービス開発・実施</li> </ul>
地域への公益活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○納涼会、清掃活動の継続</li> <li>○地域活動協議会参画による地域ニーズの把握</li> <li>○港区社会福祉施設連絡会を中心としたネットワークの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域公益活動の拠点</li> <li>○地域コミュニティの活性化・地域自治の推進活動</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉人材（介護職員）確保の促進</li> <li>○プリセプター制度の内容強化</li> <li>○研修（OJT・OFF-JT）計画の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的知識の向上</li> <li>○知的探究心の強い職員の育成</li> </ul>
建物・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設備の修繕・維持管理更新計画の立案と実施（指定管理の動向確認）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物、設備の修繕計画の実施</li> <li>○備品の計画的更新</li> </ul>

## 年間計画表

	日常生活支援			
	個別支援（生活支援）	保健・医療支援	食事サービス	
			栄養関係	特別献立
4月	日課・介助の見直し	肥満対策 （ウォーキング奨励） はしか等感染注意喚起	食事内容確認	観桜会
5月	身辺整理（ベット周り）	布団・マット干し励行 春季健康診断 （肝炎・梅毒等）	嗜好調査（1回目） 残菜調査（1回目）	憲法記念日 端午の節句
6月	衣類整理（衣替え） 衣類購入 ADL 評価検討	熱中症対策 水分摂取奨励	食中毒予防強化月間 （主な原因物質と食中毒予 防方法）	虫歯予防デー
7月	寝具交換	食中毒予防 熱中症対策	食中毒予防強化月間 嗜好調査（2回目）	七夕 土用の丑
8月	利用者ニーズアンケート	食中毒予防 熱中症対策 布団・マット干し励行	食中毒予防強化月間 バランスの良い食事の摂取 方法	お盆
9月	上半期の振り返り	食中毒予防 夏バテ対策 ウォーキング奨励 吐物処理シュレージョン	食中毒予防強化月間	防災の日 敬老の日 秋分の日
10月	寝具交換 衣類整理（衣替え） 衣類購入	秋季健康診断（胸部精査） ウォーキング奨励	食事内容確認 嗜好調査（3回目） 残菜調査（2回目）	創立記念日 中秋の名月
11月	身辺整理（ベット周り）	マスク着用・手洗い・うがい 強化 インフルエンザ予防接種	ノロウイルス予防強化月間 （ノロウイルスの基礎知識と 感染予防対策の理解）	文化の日 勤労感謝の日
12月	日課・介助の見直し ADL 評価検討	インフルエンザ・ノロウイルス予防強化 （マスク着用） 吐物処理シュレージョン	ノロウイルス予防強化月間	冬至 天皇誕生日 クリスマス 年越し
1月	健康管理の強化	インフルエンザ・ノロウイルス予防強化 （マスク着用） 水分摂取奨励	ノロウイルス予防強化月間	おせち 七草 鏡開き 小正月
2月	利用者ニーズアンケート	インフルエンザ・ノロウイルス予防強化 （マスク着用） 布団・マット干し励行	ノロウイルス予防強化月間 嗜好調査（4回目）	節分 建国記念の日 バレンタインデー
3月	新年度へ向けての検討	インフルエンザ・ノロウイルス予防強化 （マスク着用） ウォーキング奨励	バランスの良い 食事摂取方法	ひなまつり 春分の日
備考	ラジオ体操（毎日） 個別支援会議（随時） 買物引率（週1回） グループミーティング（月1回） 利用者座談会（月1回）	保健衛生懇談会（毎月） 血圧体重測定（毎月） 全館消毒（毎日） 通院確認（毎月）	給食懇談会（毎月）	選択献立（週1回） バイキング料理（月1回） 鍋料理（11月～3月）

## 年間計画表

	社会生活支援		就労支援	
	施設行事	家族交流	施設内作業	その他
4月	観桜会 クラブ活動年間計画策定	広報誌発行・送付	稼働能力の現状把握 作業従事者懇談会 作業工賃の見直し	各就労支援団体との 連携強化
5月	屋上バーベキュー ボーリング大会		作業種目の検討	就職情報の収集
6月	林間学校 お笑いなにわ祭り見学 実業団相撲選手権大会見学 みなと浪曲寄席		稼働能力の現状把握	障がい者雇用施策との 連携強化
7月	日帰りレク（プロ野球観戦） 外食会 映画鑑賞会	広報誌発行・送付 家族宛送付	稼働能力の現状把握	
8月	カラオケ大会 外食会 絵画展示会	盆帰省確認 納涼会案内	盆休み	
9月	納涼会 敬老祝賀会 地域敬老祝賀会 みなと浪曲寄席		作業工賃の見直し	就職情報の収集
10月	港区民まつり 日帰りレク（魚釣り） 外食会	広報誌発行・送付	作業従事者懇談会	障がい者雇用施策との 連携強化
11月	野外生活訓練 救護施設合同文化事業 ボーリング大会		稼働能力の現状把握 作業場感染症対策	
12月	もちつき みなと浪曲寄席 利用者忘年会 合同文化事業参加者慰労会	家族宛送付 正月帰省確認	作業室の大掃除 作業場感染症対策	
1月	初詣・新年祝賀会 新春ゲーム大会 書き初め大会 外食会	広報誌発行・送付	正月休み 作業場感染症対策	就職情報の収集
2月	豆まき みなと浪曲寄席 車椅子バスケット見学 日帰り旅行		作業工賃評価システムの検討 作業場感染症対策	障がい者雇用施策との 連携強化
3月	港晴フェスタ見学 将棋・囲碁・将棋大会 外食会 カラオケ大会		年度総括 作業場感染症対策	次年度の就労支援検討
備考	誕生会・座談会（月1回） ビデオ上映会（週1回） ふれあい喫茶（月1回） 任意外食会（随時） 第2港晴寮との交流会	近況報告（随時） 面会調整（随時）	作業時間 午前 9:00～11:30 午後 13:00～15:00 作業日：月～土（日祝除く） 作業還付金支給（毎月10日）	求人情報誌の提供支援 （週1回） 公共職業安定所への送迎 引率及び自転車の貸し出し バス券の支給 就労相談（随時）

## 年間計画表

ク ラ ブ 活 動					
	美術クラブ	歌謡クラブ	書道クラブ	スポーツクラブ	園芸クラブ
4月	5月のカレンダー作り 絵画・ぬりえ	カラオケによる 発声練習	春に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	ウォーキングによる 体力及び肥満対策	花壇の整理 土作り
5月	6月のカレンダー作り 絵画・ぬりえ 写生会	カラオケによる 発声練習	春に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	ウォーキングによる 体力及び肥満対策	アサガオの種まき 水やり・肥料まき
6月	7月のカレンダー作り 七夕の飾りを作る ぬりえ・絵画	カラオケ大会に向け て練習	夏に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	ウォーキングによる 体力及び肥満対策	ひまわりの種まき 雑草抜き・水やり
7月	8月のカレンダー作り 七夕の飾りづけ ぬりえ・絵画	カラオケ大会に向け て練習	夏に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	卓球台やwiiでの 身体を動かす トレーニング	ハダニ（害虫）予防 コスモスの種まき
8月	9月のカレンダー作り 絵画・ぬりえ	カラオケ大会	夏に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	卓球台やwiiでの 身体を動かす トレーニング	アサガオの開花 肥料まき
9月	10月のカレンダー作り 絵画・ぬりえ	合同文化事業に向け ての曲の選定及び練習	秋に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	ウォーキングによる 体力及び肥満対策	ひまわり開花
10月	11月のカレンダー作り 絵画・ぬりえ 写生会	合同文化事業へ向け ての曲の練習	秋に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	ウォーキングによる 体力及び肥満対策	コスモス開花
11月	12月のカレンダー作り 絵画・ぬりえ	合同文化事業発表	秋に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	ウォーキングによる 体力及び肥満対策	スウィートピー 種まき・水やり
12月	1月のカレンダー作り クリスマスツリーの飾りづけ 絵画・ぬりえ	カラオケによる 発声練習	冬に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	卓球台やwiiでの 身体を動かす トレーニング	花壇の整理 土作り
1月	2月のカレンダー作り 絵画・ぬりえ 節分のお面作り	カラオケ大会に向け て練習	書き初め大会	卓球台やwiiでの 身体を動かす トレーニング	玄関先の花を植える
2月	3月のカレンダー作り イラスト・絵画 おひなさまを作る	カラオケ大会に向け て練習	冬に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	ウォーキングによる 体力及び肥満対策	冬場の為活動休止
3月	4月のカレンダー作り 絵画・ぬりえ	カラオケ大会	春に因んだ言葉を 筆・ペン・鉛筆で書く	ウォーキングによる 体力及び肥満対策	花壇の整理 土作り
実施日	毎週土曜日 15:30～17:00	第1・4土曜日 13:00～15:00	毎週木曜日 15:30～16:30	第2・3土曜日 13:00～15:00	第1・3金曜日 15:30～16:30
備考					

## 年間計画表

	研 修 計 画			災害対策
	施設外研修	施設内研修 (職員研修会)	対象	
4月	近救協 新任職員研修会	新人研修 生活困窮者自立支援法について	新任	防災訓練(通常) 消防器具説明
5月	生活保護施設関係ケース検討会	個別支援計画について	介護 職員	防災訓練(夜間想定) 災害時備蓄品確認
6月	近救協 研究協議会(京都府)	食中毒防止・衛生管理について	介護 職員	総合防災訓練 (通報・消化・避難)
7月	近救協 初級職員研修会	苦情解決システムについて	全体	防災訓練(地震想定)
8月		人権研修について	全体	防災訓練(台風対策)
9月	近救協 上級職員研修会	普通救命講習会	初級	防災訓練(津波想定) 普通救命講習会(AED)
10月	全救協 研究協議会(広島) 人権同和問題研修 成人施設部会 府外研修	リスクマネジメントの取り組み	中級	防災訓練(夜間想定)
11月	全救協 救護施設福祉サービス研修会 生保連 一泊研修	利用者の権利擁護について	上級	防災訓練(通常) 秋の全国火災予防運動
12月	近救協 個別支援計画研修会 人権・感染症予防研修会	感染症について	全体	防災訓練(通常) 年末年始災害防止 特別警戒
1月	各種人権研修会 救護施設福祉サービス研修会	虐待防止について(虐待チェックリスト)	全体	防災訓練(通常) 年末年始災害防止 特別警戒
2月	事業主のつどい 近救協 精神障がい者支援実践講座	個人情報保護について	中級	防災訓練(夜間想定) 視聴覚指導
3月		平成29年度事業計画について	全体	総合防災訓練 (通報・消化・避難) 春の全国火災予防運動
備考	成人施設部会等関係団体合会(随時) 関係団体総会(随時) CSW養成研修(随時) 就労訓練担当者研修(随時) 生活困窮者 主任相談員研修(随時)	伝達研修(随時) 見聞録研修(随時) 法人内研修(随時)		防災会議(月1回) 防犯訓練(随時) 地域防災総合訓練参加 (年1回) 消防設備自主点検 (月1回)

## 年間計画表

	施設機能の開放			地域における公益的取り組み
	自活者支援	実習生 ボランティア	地域交流	
4月	観桜会招待	生け花ボランティア		天保山まつり時の 福祉相談窓口の設置 自立相談支援機関との 連携強化
5月	体調確認	生け花ボランティア		地域関係機関との連携
6月	日帰りレク 食中毒予防	大阪教育福祉専門学校 生け花ボランティア	港区社会福祉施設連絡会	
7月	林間学校招待	生け花ボランティア		
8月	金銭及び栄養確認	生け花ボランティア		
9月	敬老祝賀会招待 納涼会招待	納涼会ボランティア 生け花ボランティア	地域敬老会への参加 納涼会招待	
10月	体調確認	生け花ボランティア	区民祭り掃除ボランティア	
11月	野外生活訓練招待	生け花ボランティア	清掃ボランティア (大阪マラソン)	
12月	日帰りレク 餅つき招待		港晴地区夜警協力	地域合同避難訓練
1月	新年祝賀会招待 新春競技会招待			
2月	生活相談	生け花ボランティア		
3月	施設内ゲーム大会招待	生け花ボランティア	港晴フェスタ掃除ボランティア	
備考	福祉相談・支援(随時) 中間的就労提供(随時)	介護等体験実習(随時) 職場体験(随時) 内定者職場研修(随時)	ふれあい喫茶(月1回) 美化運動(毎週月曜日) 港晴地域活動協議会 (随時)	総合福祉相談窓口(随時) 一時生活支援事業(随時) 就労訓練事業(随時) 就労準備支援事業(随時) 学習支援事業(随時) 家計相談支援事業(随時)



## 平成29年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画書

社会福祉法人みなと寮

### 1. はじめに

救護施設港晴寮は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

### 2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

### 3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

### 4. 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

- ① コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- ② コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会
- ③ 相談援助技術研修会
- ④ その他、本事業実施にあたり必要な研修会